

剰余金の配当等の決定にかかる 取締役会への授權について

2017年3月

みずほフィナンシャルグループ

本資料には、事業戦略及び数値目標等の将来の見通しに関する記述が含まれております。こうした記述は、本資料の作成時点において入手可能な情報並びに事業戦略及び数値目標等の将来の見通しに影響を与える不確実な要因に係る本資料の作成時点における仮定（本資料記載の前提条件を含む。）を前提としており、かかる記述及び仮定は将来実現する保証はなく、実際の結果と大きく異なる可能性があります。

また、事業戦略及び数値目標等の将来の見通しに関する事項はその時点での当社の認識を反映しており、一定のリスクや不確実性等が含まれております。これらのリスクや不確実性の原因としては、与信関係費用の増加、株価下落、金利の変動、外国為替相場の変動、保有資産の市場流動性低下、退職給付債務等の変動、繰延税金資産の減少、ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響、自己資本比率の低下、格付の引き下げ、風説・風評の発生、法令違反、事務・システムリスク、日本及び海外における経済状況の悪化、規制環境の変化その他様々な要因が挙げられます。これらの要因により、将来の見通しと実際の結果は必ずしも一致するものではありません。当社の財政状態及び経営成績や投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項については、決算短信、有価証券報告書、統合報告書（ディスクロージャー誌）等の本邦開示書類や当社が米国証券取引委員会に提出したForm 20-F年次報告書等の米国開示書類等、当社が公表いたしました各種資料のうち最新のものをご参照ください。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等により義務付けられている場合を除き、新たな情報や事象の発生その他理由の如何を問わず、事業戦略及び数値目標等の将来の見通しを常に更新又は改定する訳ではなく、またその責任も有しません。本資料は、米国又は日本国内外を問わず、いかなる証券についての取得申込みの勧誘又は販売の申込みではありません。

目次

- ◆ 剰余金の配当等の決定機関に関する〈みずほ〉の基本的な考え方 P.3
 - ◆ 剰余金の配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する考え方(1)・(2) P.4～5
 - ◆ これまでの取締役会における議論 P.6
 - ◆ 2015年度配当実績と2016年度配当予想の考え方 P.7
 - ◆ 〈みずほ〉のエンゲージメント活動の強化 P.8
- (参考資料)
- ◆ 〈みずほ〉のガバナンス態勢(1)・(2) P.9～10

剰余金の配当等の決定機関に関する〈みずほ〉の基本的な考え方

当社の取締役会は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たしうる態勢を備えており、配当を含めた資本政策を経営方針と一体で総合的に判断することが、株主の中長期的な利益向上に資するものとする

総合性

当社の取締役会では、経営に関するあらゆる事項(マクロ経済・収益見通し・資本規制など)について、リスク委員会の助言なども踏まえつつ、深い議論をしたうえで、中長期的視点を持って、経営方針と一体で総合的に配当等を判断することが可能

専門性

当社グループは、G-SIBsとして、バーゼル規制を始めとした国際的な金融規制の遵守が求められており、自己資本の十分性は、国際的な金融システムの安定に不可欠。外部環境が大きく変わり得る中、配当を含む資本政策の決定には高度な専門性が必要

ガバナンス

当社の取締役会は、株主の付託に応えるべく、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得る高い独立性を確保。こうした体制下で剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることは、「コーポレートガバナンス・コード」とも整合的

従来以上の情報開示を通じて、より透明性の高い配当決定プロセスを確立していくとともに主体的なエンゲージメント活動を通じた建設的な対話を行っていく方針

剰余金の配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する考え方(1)

- コーポレートガバナンス・コードにある株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会の態勢を堅持
- 高い独立性を備えた取締役会にて、専門性を活かし、中長期的な企業価値向上に向けた資本政策を一体的に運営

取締役会への授権について

当社の取締役会は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得る体制

■ 独立性・・・監督と執行の分離の徹底

- ① 取締役会において、非業務執行取締役が過半
- ② 取締役会議長が社外取締役
- ③ 取締役会のガバナンスの基盤となる指名委員会および報酬委員会は、全員社外取締役で構成

⇒ 当社の取締役会は、中長期的な株主利益の向上が最大の課題であると認識

■ 専門性・・・G-SIBsの配当の決定には高度な専門性が必要

- ① 国際的な金融規制は複雑かつ流動的
- ② 自己資本の十分性は国際的な金融システムの安定に不可欠(金融監督の対象)

⇒ 1度の配当額といえども慎重な判断が必要

当社においては、剰余金の配当等の決定を取締役会で行うことが、中長期的な株主利益の向上に資する

コーポレートガバナンス・コード(補充原則1-1②抜粋)

- 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

➤ 取締役会の実効性について

独立した第三者である外部専門機関の知見を活用した実効性評価を実施。次期中期経営計画の策定に向け取締役会で質の高い議論を実施している等、取締役会の実効性が相応に確保されているとの評価

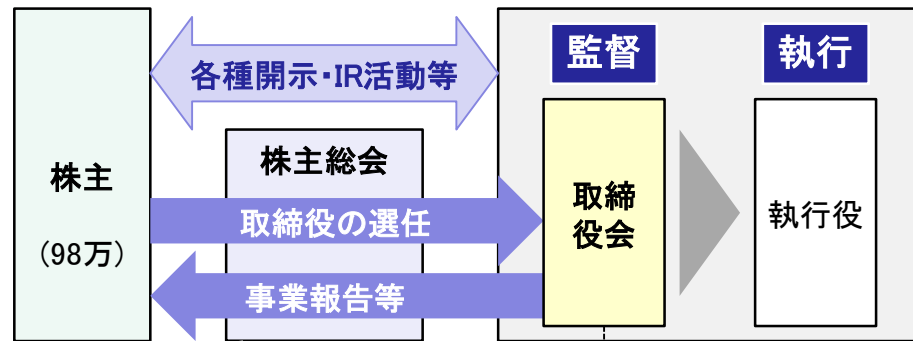
国際的な金融規制

- G-SIBsとして、バーゼル規制等の国際的な金融規制の遵守および各国における独自の金融規制への対応が必要
- 現在も、自己資本比率に関する規制強化が検討されている

剰余金の配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する考え方(2)

- 指名委員会等設置会社(旧委員会等設置会社)は、2002年商法改正以降、取締役会での配当決定が認められている
- <みずほ>はスチュワードシップ・コードに積極対応(株主とのエンゲージメントも継続的に強化)

株主と取締役会の関係



2016年6月開催状況
出席株主:約2,800名
開催時間:約3時間

会社提案議案:2件
株主提案議案:8件

コーポレート・ガバナンスガイドライン

- ✓ 議長は、原則として社外取締役
- ✓ 社外取締役と社内非執行取締役の合計が取締役会の過半
- ✓ 指名・報酬委員会は、全委員が原則社外取締役等

指名委員会
等設置会社
のうち
2割未満

配当等の決定にかかる取締役会への授権

- 指名委員会等設置会社においては、取締役会のみで剰余金の配当等の決定を行う企業が多い

55社(71社中)*

77.5%

* 日本取締役協会資料および各社HPを元に当社作成

(参考)商法・会社法の改正について

- 2002年商法改正(2003年4月施行)
委員会等設置会社という選択肢を法制化。株主の利益も踏まえた決定が可能な委員会等設置会社を選択する場合、利益処分についての取締役会の決定は、株主総会での決定としてみなすことができる
- 2005年会社法改正(2006年5月施行)
剰余金の配当にかかる決定を定款により取締役会にて行うことを委員会等設置会社以外にも認める。2005年改正までに委員会等設置会社であった会社については、2002年改正趣旨の継続性の観点から、剰余金の配当について、取締役会が決定でき、株主総会によって決定しない旨の定めが定款に規定されているものとみなされる

スチュワードシップ・コード

- スチュワードシップ・コード(原則4)
機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- スチュワードシップ・コード(原則5)
機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

これまでの取締役会における議論

- 株主総会における議決権行使結果を受け、配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する考え方や対外的な説明の拡充等に関して、取締役会および社外取締役会議で継続的に議論

取締役会での議論

社外取締役
会議
(2016年7月)

株主総会における議決権行使結果を受け、社外取締役のみで、剰余金の配当等を取締役会で決定することの正当性、投資家等への説明の在り方について議論

取締役会
(2016年8月)

社外取締役会議での議論内容も踏まえつつ、取締役全員で議論を実施
株主の理解を得るために、対外説明内容の充実化等を検討することに

取締役会
(2016年9月)

株主へのアカウントビリティ向上、説明内容の拡充努力を継続していく方針を確認
今後も各種開示物等を通じて説明充実化予定

社外取締役
会議
(2017年1月)

対外説明における株主からの意見について社外取締役に説明するとともに、今後の方針を議論

今後も継続的に議論を行っていく方針

取締役会での主な論点

- 取締役会が、経営に関するあらゆる事項(マクロ経済、収益見通し、資本規制等)に係る深い認識の下、『持続的成長』に向けて経営方針を議論・決議することは、中長期的観点から企業価値向上につながり、ひいては株主の利益にも貢献することになる
- 重要な経営事項である資本政策については、配当も含めて一体的に運営すべき。また、決定機関である取締役会に対する評価は、資本政策全体運営で評価されるべき(取締役は毎年改選される)
- 金融機関にとっての自己資本の重要性(金融機関特有の自己資本比率規制)が広く一般に理解されるよう、説明拡充策の検討が必要
- コーポレートガバナンス・コードの趣旨を十分に踏まえた対応を行っていることの説明を確りと展開

今後の取組み

- 引き続き、株主から十分に信任が得られるよう取締役会としての責務をしっかりと果たしていく
- 取締役会での配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する考え方の情報発信を充実させる
- 配当決議時の議論や考え方の背景に関する対外説明を充実させる

2015年度配当実績と2016年度配当予想の考え方

- 今後とも株主還元方針に関する議論や配当水準の決議にかかる議論を積極的に対外説明
- 機関投資家向け会社説明会、個人投資家向けIR活動等を通じた株主との対話機会充実に向け継続的に取り組み

〈みずほ〉の株主還元方針

資本政策の 基本方針

- 経営環境や財務状況等を踏まえ、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスの運営により、「規律ある資本政策」を遂行する

〈株主還元方針〉

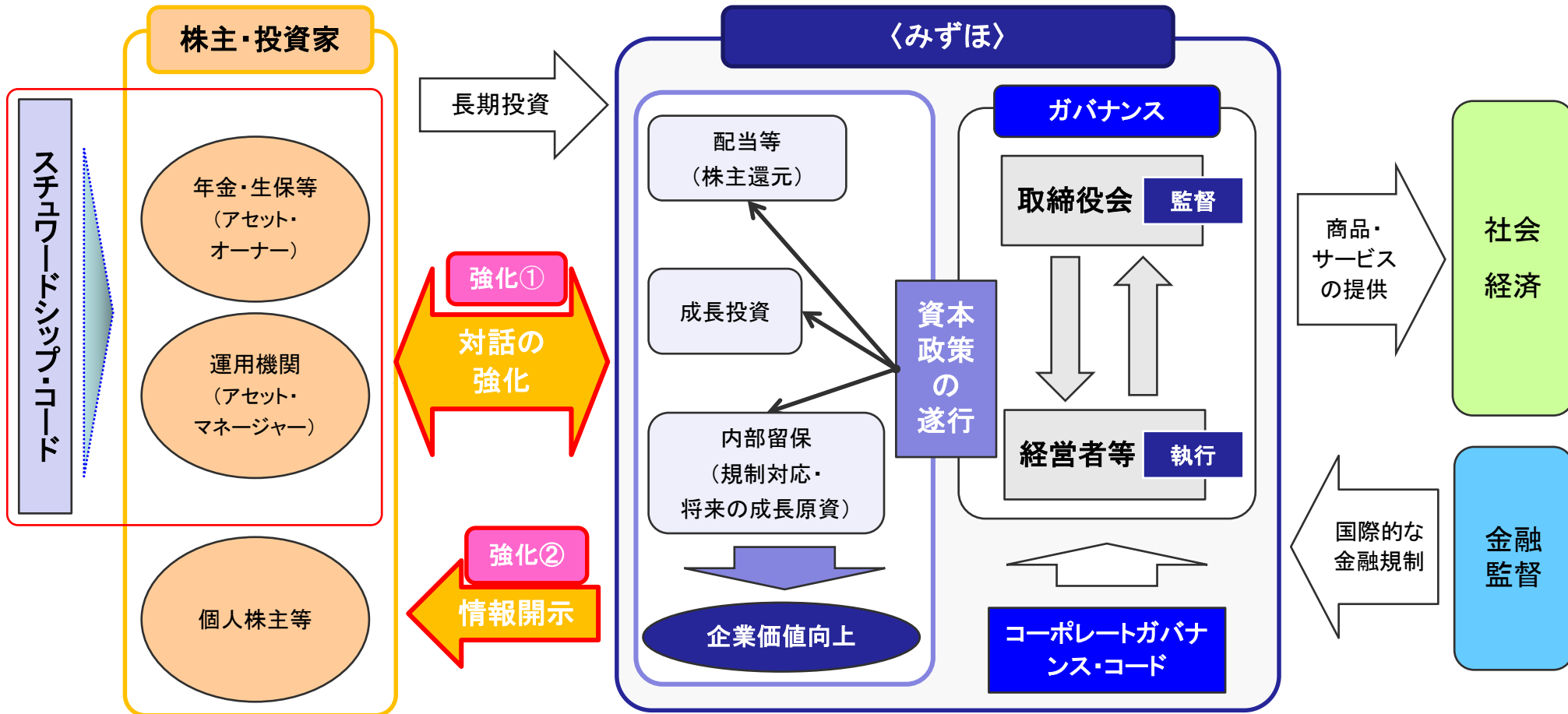
- ✓ 連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で、安定的な配当を図る。
配当額の決定については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案する。
- ✓ 自己株取得は、将来的な課題として、市場環境や当社の収益動向・資本の状況等を踏まえて取組む

- 2014/3期決算において、CET1比率が堅調に向上したことを踏まえて、それまでの資本充実に力点を置いた資本政策からフェーズ転換
- 株主還元方針の明確化と透明性を向上させるため、「配当性向30%程度」を一つの目処とすることを決定。また、「安定的な配当」の継続と長期的視点から株主価値を損なうことの無い自己資本の充実目標も念頭に置いた最適なバランス運営に移行

2015年度実績と2016年度配当予想(2016年5月13日開催取締役会にて決議)

- 経済の先行き不透明感、日銀によるマイナス金利の導入等、右肩上がりの収益成長を期待し難い環境であることとともに、資本規制の強化の流れ等、経営環境・諸課題を確りと議論の上、配当を含めた資本政策の基本方針を徹底的に議論・決議
- CET1比率の引き上げを最優先課題とする一方、持続的成長や安定配当の重要性も踏まえ、「CET1比率を最優先としつつ、かつ、安定配当を堅持」する方向で議論
- 2015年度の業績および2016年度計画(親会社株主純利益は2015年度比減少)を踏まえ、「安定配当」と「配当性向30%程度」の観点から配当水準を議論し、①2015年度の年間配当は7.5円(配当性向:27.8%)、②2016年度の配当予想は同水準の7.5円(配当性向:31.6%)とすることを決議

〈みずほ〉のエンゲージメント活動の強化



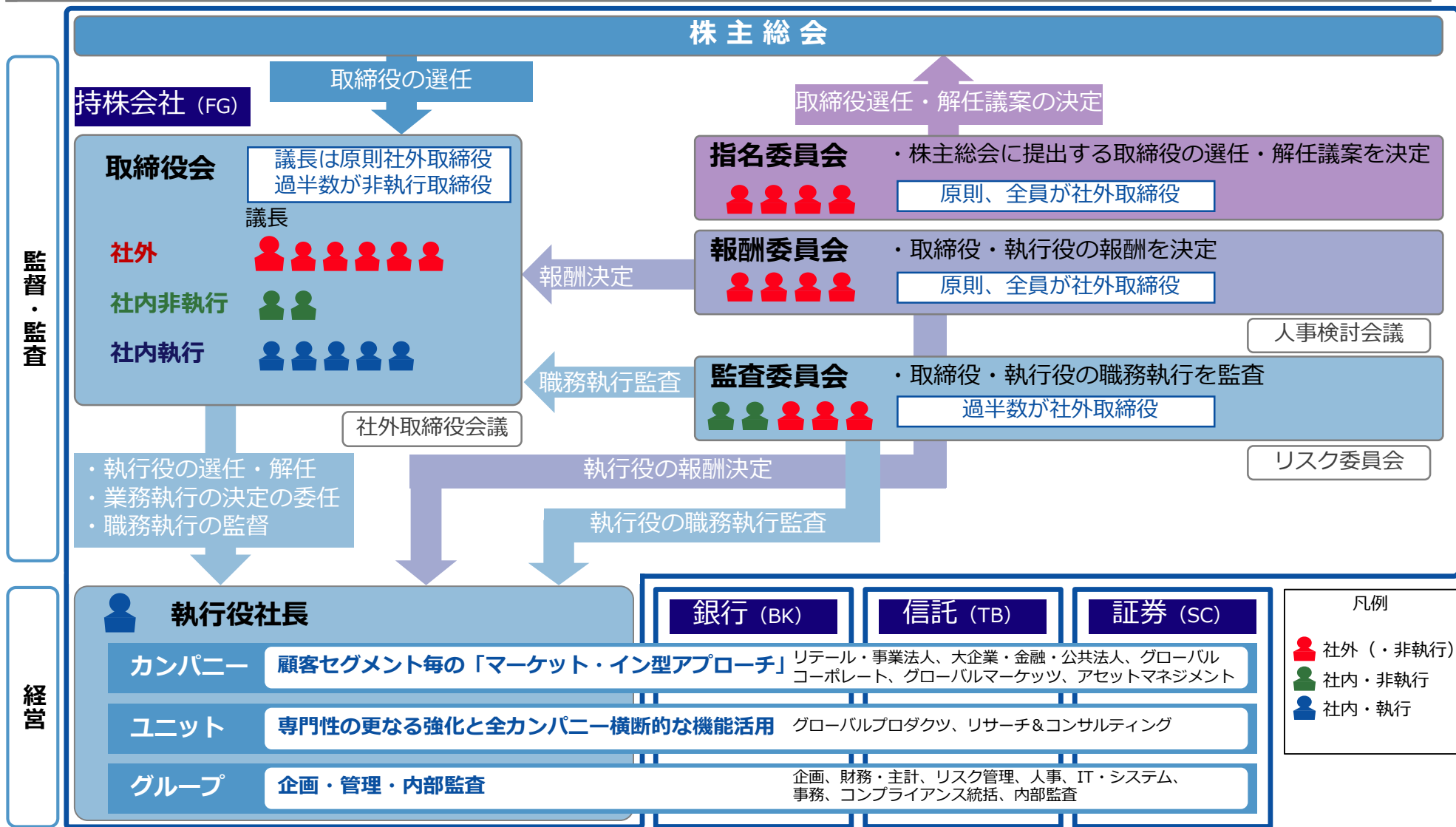
① 投資家との対話の強化

- 国内外の機関投資家、議決権行使助言会社への説明強化 (配当等の決定にかかる取締役会への授権や配当方針についての説明強化)
- 「株主の皆さまへ」を通じた対外説明充実化等、個人投資家向けIR活動の充実

② 情報開示の強化

- 取締役会での議論の内容 (配当決定時の見解・意見等)
- 配当等の決定にかかる取締役会への授権に関する当社の考え
- 株主宛て書面 (招集通知・株主の皆さまへ) の内容拡充等

ガバナンス態勢



取締役会・法定3委員会の構成

	氏名 (敬称略)	取締役会	法定3委員会			職務、職歴等
			指名	報酬	監査	
社内・執行	佐藤 康博	●	全委員を社外取締役 又は 非執行取締役から選定			執行役社長、グループCEO、代表執行役
	津原 周作	●				執行役専務、グループCCO
	綾 隆介	●				執行役常務、グループCRO
	藤原 弘治	●				執行役常務、グループCSO
	飯田 浩一	●				執行役常務、グループCFO
非執行	高橋 秀行	● 副議長			● 委員長	元グループCFO
	船木 信克	●			●	元監査役
社外	大橋 光夫	●	● 委員長			元昭和電工社長、会長
	関 哲夫	●		●	●	元商工組合中央金庫社長、元新日本製鐵副社長
	川村 隆	●	●	●		元日立製作所会長兼社長
	甲斐中 辰夫	●	●	● 委員長	●	弁護士、元最高裁判所判事、元東京高等検察庁検事長
	阿部 紘武	●		●	●	公認会計士、元監査法人トーマツ包括代表社員
	大田 弘子	● 議長	●			政策研究大学院大学教授、元経済財政政策担当大臣